

調書(決定)

事件の表示 平成30年(行ヒ)第292号

決定日 平成30年9月27日

裁判所 最高裁判所第一小法廷

当事者等 別紙当事者目録記載のとおり

原判決の表示 大阪高等裁判所平成29年(行コ)第227号(平成30年4月12日判決)

裁判官全員一致の意見で,次のとおり決定。

第1 主文

1 本件を上告審として受理しない。

2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば,本件は,民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成30年9月27日

最高裁判所第一小法廷

当事者目録

申立人 株式会社X1

相手方 大阪府

同代表者兼処分行政庁 大阪府労働委員会

同補助参加人 Z1労働組合Z2支部